

平成19年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成19年2月28日

招集場所 阿波市市議会議場

出席議員（20名）

1番 森本節弘	2番 江澤信明
3番 正木文男	4番 笠井高章
6番 松永渉	7番 篠原啓治
8番 吉田正	10番 木村松雄
11番 阿部雅志	12番 岩本雅雄
13番 稲井隆伸	14番 武田矯
15番 月岡永治	16番 三木康弘
17番 香西和好	18番 出口治男
19番 原田定信	20番 三浦三一
21番 稲岡正一	22番 吉川精二

欠席議員（1名）

5番 児玉敬二

会議録署名議員

14番 武田矯 15番 月岡永治

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 小笠原 幸	助 役 野崎 國勝
収入役 光永 健次	教育長 板野 正
総務部長 山下 紘志郎	企画部長 八坂 和男
市民部長 吉岡 聖司	健康福祉部長 洙田 藤男
産業建設部長 秋山 一幸	教育次長 岡島 義広
総務部次長 森口 純司	企画部次長 酒巻 近義
市民部次長 田村 豊	健康福祉部次長 笠井 恒美
産業建設部次長 大西 利夫	吉野支所長 岡村 清
土成支所長 成谷 洋子	市場支所長 岩脇 正治
財政課長 藤井 正助	水道課長 西岡 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 佐藤吉子
事務局長補佐 友行仁美

事務局長補佐 松野享子

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について

議案第2号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第3号 平成18年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第4号 平成19年度阿波市一般会計予算について

議案第5号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計予算について

議案第6号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成19年度阿波市老人保健特別会計予算について

議案第8号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第9号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

議案第10号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第11号 平成19年度阿波市介護保険特別会計予算について

議案第12号 平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

議案第13号 平成19年度阿波市水道事業会計予算について

議案第14号 阿波市副市長の定数を定める条例の制定について

議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第16号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第17号 阿波市まちづくり振興基金条例の制定について
- 議案第18号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 市長及び副市長の給与条例の一部改正について
- 議案第21号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第23号 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正について
- 議案第24号 阿波市出産祝金支給に関する条例の一部改正について
- 議案第25号 徳島縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第26号 徳島縣市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第27号 徳島中央広域連合理約の変更について
- 議案第28号 中央広域環境施設組合理約の変更について
- 議案第29号 阿北特別養護老人ホーム組合理約の変更について
- 議案第30号 阿北火葬場管理組合理約の変更について
- 議案第31号 阿北環境整備組合理約の変更について
- 議案第32号 板野郡西部学校給食組合理約の変更について
- 議案第33号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 議案第34号 阿波市道路線の認定について
- 議案第35号 阿波市道路線の変更について
- 議案第36号 阿波市道路線の廃止について

日程第6 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

午前10時00分 開会

○議長（原田定信君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成19年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（原田定信君） 日程第1、会議録署名者の指名を行います。

会議録署名者は、会議規則第81条の規定により、14番武田矯君、15番月岡永治君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（原田定信君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月21日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

月岡議会運営委員長。

○議会運営委員長（月岡永治君） おはようございます。

ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本日招集の平成19年第1回定例会の運営につきまして、去る2月21日午後1時から議会運営委員会を開会いたしました。その結果、今議会の会期につきましては、本日から3月20日までの21日間と決定いたしました。

次に、代表質問、一般質問、質疑の通告の締め切りにつきましては、あす正午までといたしております。

次に、地方自治法の一部改正によります議会制度の見直しに関して委員会条例、会議規則の一部を改正する議案を提出することを決定いたしました。

次に、2月1日に設立されました徳島県後期高齢者医療広域連合の議員選出につきましては、協議の結果、指名推選で選出することを決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（原田定信君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日から3月20日までの21日間

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月20日までの21日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（原田定信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員各位には、平成19年最初の議会となります第1回定例会にご出席をいただきありがとうございます。

今議会は、合併後3年目を迎える阿波市の事務事業についての諸施策を盛り込んだ骨格予算等をご審議いただく重要な議会であります。

また、第28次地方制度調査会の答申を受け、地方の自立性の拡大を図るため、地方自治法の一部を改正する法律が4月1日より施行されるに伴い、議会制度についても見直しが行われました。法改正に伴う議案2件が議員提出議案として提出されております。

また、本日意見書の提出議案が所定の賛成者をもって提出されました。お手元に今議会において審議されます議案を配付いたしております。十分お目通しをお願いいたします。

なお、12月議会以降、本日までに受理いたしました陳情は2件であります。陳情報告書を配付いたしましたので、お目通しを願います。

次に、地方自治法第235条の2第1項及び公営企業法第27条の2第1項の規定に基づく月例現金出納検査の11月と12月分の結果について、監査委員より正確であるとの報告を受けております。また、地方自治法第199条第9項及び同条第10項の規定によります平成18年度定期監査の結果についても報告を受けております。お手元に配付いたしましたので、お目通しをお願いいたします。

次に、議会活動といたしまして、去る2月9日、地域活性化インターチェンジ及びスマートインターチェンジの調査並びに保育所民営化に関する調査を実施いたしました。それぞれの調査を踏まえ、市政の課題についてお取り組みをお願いしたいと思っております。

以上で諸般の報告といたします。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（原田定信君） 日程第4、行政報告を市長に求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、ごあいさつ並びに行政報告をさせていただきます。

本日、平成19年阿波市市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただきありがとうございます。日ごろは行政全般にわたりご協力賜りまして、重ねて厚く厚くお礼を申し上げます。

阿波市も合併後間もなく3年目を迎えるわけでございますが、私も任期の折り返し点が近づいてまいりました。

さて、地方を取り巻く社会経済情勢は厳しく、本市におきましても厳しい財政状況は続いております。こういった中、平成19年度一般会計予算は対前年比9.1%、15億8,300万円増の189億7,500万円といたしております。厳しい予算編成でありましたが、子育て支援策として出産祝い金の大幅増額や教育環境の充実策として伊沢小学校の大規模改修事業、また不登校や引きこもり対応として適応指導教室の開設、南海地震等の災害対策として市内全戸に家具転倒防止金具の配布や消防ポンプ車購入など、めり張りをつけることを心がけた予算といたしております。

また、3月補正予算では、人の輝くまちづくりの一環といたしまして、教育施設の充実のために1億5,000万円ほどの補正予算もお願いをしておりますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げます。

また、8つの特別会計予算は、対前年比4.4%、5億5,207万7,000円増の131億5,626万3,000円といたしております。これからは、国や県に頼らない自立したまちづくりに向け、市民の皆様や議員各位のご理解をいただきまして、なお一層の財政健全化に努める所存でございますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、平成17年度から取り組んでおります行財政改革の推進を図るため、組織のスリム化と市民サービスのより一層の向上に努めるため、本年4月1日から部及び課の統廃合と、その名称変更を行っております。

また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法第35条第5項の規定によりまして阿波市国民保護計画を作成し、徳島県知事との協議が終了いたしましたので、同条第6項の規定により、議会に報告をいたします。

また、各関係機関への要望活動についてご報告をいたします。

1月24日、25日は、総務省への要望活動、また全国市長会経済委員会理事会に出席をいたしました。

また、2月2日には、西日本高速道路株式会社四国支社の方に4車線化などの陳情のために参りました。

また、先ほど議長さんの報告にもございましたけれども、2月9日にはインターチェンジなどの視察のために、議員各位とともに私も同行させて視察をさせていただきました。

また、2月4日には、上勝町で頑張る地方応援プログラムの懇談会が開催され、第1回ということもございまして、総務大臣も出席をいたしました。総務大臣と意見交換をいたしました。

また、2月23日には、総務省へ交付税等の要望活動を行いました。非常に厳しい国を取り巻く環境でもございまして、総務省での要望活動のとおり、目的を達成するというところは難しゅうございますけれども、阿波市の現状を精いっぱいにお話をして、ご理解をいただくように努めてまいりました。

以上、開会に当たりましてのごあいさつと行政報告といたします。

~~~~~

- 日程第5 議案第 1号 平成18年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について  
議案第 2号 平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
について  
議案第 3号 平成18年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正  
予算（第1号）について  
議案第 4号 平成19年度阿波市一般会計予算について  
議案第 5号 平成19年度阿波市御所財産区特別会計予算について  
議案第 6号 平成19年度阿波市国民健康保険特別会計予算について  
議案第 7号 平成19年度阿波市老人保健特別会計予算について  
議案第 8号 平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につい  
て  
議案第 9号 平成19年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計  
予算について  
議案第10号 平成19年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
について

- 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度阿波市水道事業会計予算について
- 議案第 1 4 号 阿波市副市長の定数を定める条例の制定について
- 議案第 1 5 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 阿波市まちづくり振興基金条例の制定について
- 議案第 1 8 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 議案第 1 9 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 0 号 市長及び副市長の給与条例の一部改正について
- 議案第 2 1 号 阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 2 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 3 号 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 4 号 阿波市出産祝金支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 2 5 号 徳島縣市町村総合事務組合理約の変更について
- 議案第 2 6 号 徳島縣市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第 2 7 号 徳島中央広域連合理約の変更について
- 議案第 2 8 号 中央広域環境施設組合理約の変更について
- 議案第 2 9 号 阿北特別養護老人ホーム組合理約の変更について
- 議案第 3 0 号 阿北火葬場管理組合理約の変更について
- 議案第 3 1 号 阿北環境整備組合理約の変更について
- 議案第 3 2 号 板野郡西部学校給食組合理約の変更について

議案第 33 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について

議案第 34 号 阿波市道路線の認定について

議案第 35 号 阿波市道路線の変更について

議案第 36 号 阿波市道路線の廃止について

○議長（原田定信君） 日程第 5、議案第 1 号平成 18 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についてから議案第 36 号阿波市道路線の廃止についてに至る計 36 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小笠原市長。

○市長（小笠原 幸君） それでは、議長の許可をいただきましたので、本日提案いたしております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案いたしております議案は、補正予算 3 件、当初予算 10 件、条例の制定 4 件、条例の一部改正 7 件、一部事務組合規約の改正 8 件、人事案件 3 件、その他 4 件の計 39 件でございます。

まず、議案第 1 号は平成 18 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 7,800 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 188 億 8,639 万 7,000 円といたしております。

また、議案第 2 号は平成 18 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 7,070 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 34 億 3,088 万 5,000 円といたしております。

また、議案第 3 号は平成 18 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 46 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2,473 万 4,000 円といたしております。

また、議案第 4 号は平成 19 年度阿波市一般会計予算につきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 7,070 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 189 億 7,500 万円といたしております。

次に、議案第 5 号平成 19 年度阿波市御所財産区特別会計予算から議案第 12 号平成 19 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算までの 8 件の特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を 131 億 5,626 万 3,000 円といたしております。

また、議案第 13 号は平成 19 年度阿波市水道事業会計予算でございますが、収益的収

入7億1,751万4,000円、収益的支出7億864万7,000円、資本的収入1億5万2,000円、資本的支出3億2,764万5,000円といたしております。

次に、議案第14号は阿波市副市長の定数を定める条例の制定でございまして、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、市町村の助役にかえて副市町村長を置くこととされました。

なお、副市長の定数は、条例で任意に定めることとされましたので、条例制定をいたすものでございます。

また、議案第15号は地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、先ほど申し上げました地方自治法の改正に伴い、9件の条例を一緒に整理をして、所要の改正をいたしております。

また、議案第16号は阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございまして、総務部と企画部を統合して、部の名称を総務部とし、5部から4部に再編したことに伴い改正の必要が生じました。3件の条例を一括に整理をし、所要の改正をいたしております。

また、議案第17号は阿波市まちづくり振興基金条例の制定についてでございまして、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく基金の造成をするため、条例を制定いたすものでございます。

また、議案第18号は阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について人事院規則が改正されましたので、所要の改正をいたしております。

また、議案第19号は阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、一部委員の報酬額と旅費について改正をいたしております。

また、議案第20号は阿波市長及び副市長の給与条例の一部改正及び議案第21号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、市長、副市長、収入役及び教育長の給料月額を18年度に引き続き19年度も100分の10減額いたすものでございます。

次に、議案第22号は阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告に基づき所要の改正をいたしております。

また、議案第23号は預金保険法に保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正について、地方自治法の改正に伴う改正及びまちづくり振興基金条例の制定に伴い、所要の改正をいたしております。

また、議案第24号は阿波市出産祝金支給に関する条例の一部改正について、少子化対策に資するため、出産祝い金を増額いたすものでございます。

また、議案第25号徳島県市町村総合事務組合格約の変更から議案第32号板野郡西部学校給食組合格約の変更についてまでの8議案につきましては、地方自治法の改正に伴い変更をいたしております。

また、議案第33号は土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について、指定管理者として有限会社イナイ酒店を平成19年4月1日から平成22年3月31日まで指定したいので提案いたすものでございます。

また、議案第34号から議案第36号の3件は、阿波市道路線の認定、変更及び廃止について、道路法の規定に基づき提案いたすものでございます。

議案第37号は阿波市監査委員の選任同意並びに諮問第1号及び第2号の人権擁護員の推薦につき意見を求めることについては、3月19日に提案をさせていただきたいと思っております。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明をいたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第1号平成18年度阿波市一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をいたします。

今回の補正予算の編成方針につきましては、1点目といたしましては、現在執行中の事務事業につきまして、年度末を見据えて、できるだけ歳入歳出決算見込み額に近い数字に調整をいたしております。

2点目といたしまして、景気の拡大を背景とした国税の増収による昨年12月の国の補

正予算成立に伴いまして前倒し執行される国庫補助事業、市町村合併推進体制整備費補助金と申しております、3億3,600万円の歳入歳出予算の計上等が主なものでございます。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188億8,639万7,000円とするものでございます。

継続費の補正第2条以下、繰越明許費第3条、債務負担行為第4条、地方債の補正第5条につきましては、それぞれ所要の調整をいたしております。

7ページをお願いいたします。

第3表繰越明許費、2款総務費、2項徴税費、事業名固定資産土地評価基礎資料作成業務につきまして、「固定資産土地」の次に「家屋」という文言の追加をお願いいたしたいと思っております。それで、事業名を固定資産土地家屋評価基礎資料作成業務、金額を2,342万8,000円をお願いをいたしたいと思っております。

13ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入のうち主なものについて説明をいたします。

1款市税、補正額1億1,305万8,000円、2款地方譲与税、補正額1,500万円から8款自動車取得税交付金700万円までにつきましては、それぞれ決算見込み額に合わせて補正額として追加をいたしております。

10款地方交付税、補正額2億2,866万円、14款国庫支出金、先ほど申し上げましたが、3億2,006万4,000円、15款県支出金、補正額、減額の4億186万4,000円、18款繰入金、減額1億5,620万5,000円、21款市債、減額3億9,780万円、以上2億7,800万円減額いたしまして、歳入合計を188億8,639万7,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

続いて、歳出のうち主なものについて説明をいたします。

2款総務費、減額の5億8,408万8,000円、3款民生費、減額の1億9,827万5,000円、13款諸支出金、補正額5億円、以上2億7,800万円減額いたしまして、歳出合計を歳入合計同様188億8,639万7,000円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

続きまして、歳入の内容のうち主なものについて説明をいたします。

1 款市税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、補正額 1 億 1, 3 0 5 万 8, 0 0 0 円、この内訳につきましては右ページにありますように、1 節現年課税分で 9, 1 0 5 万 8, 0 0 0 円、2 節滞納繰越分で 2, 2 0 0 万円。

なお、現年課税分につきましては、当初見込み 9 3 % の徴収率で予算計上いたしておりましたが、職員等の努力によりまして、現在のところ 9 3 % から 9 5 . 4 % へ 2 . 4 % の徴収率アップという成果があらわれてきておりますので、9, 1 0 5 万 8, 0 0 0 円追加補正いたすものでございます。

続いて、1 8 ページをお願いいたします。

1 0 款地方交付税、補正額 2 億 2, 8 6 6 万円。内訳につきましては、右ページの普通交付税といたしまして 2, 3 6 6 万円、特別交付税 2 億 5 0 0 万円、普通交付税につきましては 1 8 年度の交付額が 6 1 億 7, 3 3 2 万 8, 0 0 0 円と確定したため、今回その差額の 2, 3 6 6 万円を追加するものでございます。特別交付税につきましては、当初予算で 3 億円計上いたしておりましたが、今回 2 億 5 0 0 万円を追加いたしております。

2 0 ページをお願いします。

1 4 款国庫支出金のうち 2 項国庫補助金、先ほど申し上げましたが、国の前倒し補助金でございます市町村合併推進体制整備費補助金といたしまして、今回それぞれ予算を計上いたしております。

2 目総務費国庫補助金といたしまして 1 億 8, 1 0 0 万円。

2 2 ページをお願いいたします。

8 目土木費国庫補助金といたしまして 2, 5 0 4 万円、1 0 目教育費国庫補助金 1 億 3, 0 0 0 万円、以上が 3 億 3, 6 0 0 万円の内訳でございます。

続きまして、1 5 款県支出金、2 項県補助金、2 目総務費県補助金といたしまして、減額の 4 億円。この減額理由といたしまして、ただいま説明をいたしました国庫補助金等が補正予算で前倒しされた関係で、今回県補助金の 4 億円を減額いたし、次年度以降に県の合併特別交付金として歳入予算として計上する予定にいたしております。

2 6 ページをお願いいたします。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、4 目ふるさと創生基金繰入金、減額 3 億 3, 5 0 0 万円、5 目地域福祉基金繰入金、減額 3, 0 0 0 万円、7 目教育施設整備基金繰入金基金、減額の 9, 1 2 0 万 5, 0 0 0 円、計、減額の 1 億 5, 6 2 0 万 5, 0 0 0 円。この 3 つの

特定目的基金につきましては、当初予算で基金を取り崩し、計上いたしておりましたが、今回それぞれ積み戻しの措置を講じております。

続いて、21款市債のうち主なものといたしまして、1項2目総務費、減額の3億9,120万円、この理由といたしましては、ケーブルテレビ整備事業につきまして入札によりまして請負差額が発生したため、事業の縮小によるため今回減額措置をいたしております。

続いて、32ページお願いいたします。

続きまして、歳出の内容のうち主なものについて説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費のうち、10目情報ネットワーク費、減額6億4,278万1,000円、この主なものにつきましては、右ページ15節のケーブルテレビ整備事業に係る入札によりまして請負差額が発生したため、事業費減少によりまして工事請負費で6億737万円減額をいたしております。また、19節の負担金補助及び交付金につきましては、電力またNTT柱装柱の変更費で3,151万7,000円減額をしておるのが主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

2項徴税費のうち、2目賦課徴収費、補正額1,747万6,000円、主なものといたしましては、右ページ説明欄にあります、下から2段目、地番図データ調製業務委託料の1,443万8,000円でございます。

36ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費のうち、2目障害者福祉費、補正額、減額の5,110万6,000円。主なものといたしましては、右ページ説明欄の細目100、下の方でございます、障害者自立支援給付費のうちの扶助費の3,781万9,000円を減額するものが主なものでございます。

続いて、38ページをお願いします。

2項老人福祉費のうち、1目老人福祉総務費、補正額1億2,323万6,000円減額でございますが、主なものといたしましては、右ページの13節の委託料で、減額の5,507万5,000円、19節負担金補助及び交付金の1,674万5,000円、28節介護保険特別会計繰出金の5,106万8,000円減額、こうしたことが主な内容でございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費のうち、1目道路維持費、補正額2,300万円。主なものといたしましては、右ページ、13節道路台帳管理システム整備委託料の2,500万円です。

続いて、3目道路新設改良費、補正額2,950万円。この内容につきましては、右ページ19節の道路新設改良費として県への事業負担金でございます。

52ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1億3,314万8,000円。主なものといたしましては、右ページの備品購入費1億5,300万円でございますが、この備品購入費につきましては、既にリース切れをいたしております旧阿波郡の小・中学校の8校と吉野中学校へ計9校リース切れしておりますコンピューターを現在使っておりますので、新しく教育コンピューターを購入する費用でございます。

なお、この事業につきましては、年度末まで期日がございませんので、全額19年度へ繰り越す予定でございます。

最後に、56ページをお願いいたします。

13款諸支出金、2項基金費、1目基金費といたしまして、補正額5億円。この内訳につきましては、右ページ、25節の財政調整基金への積立金3億5,000万円、減債基金への積立金1億5,000万円の計5億円でございますが、今回この措置によりまして使い道に制約のない財政調整基金と減債基金の2つの基金につきましては、当初予算で5億5,000万円取り崩しておりましたが、今回5億円積み戻すものでございます。

なお、現段階での財政調整基金と減債基金の基金残高は、この時点で約19億7,000万円でございます。

以上、簡単でございますが補足説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただけますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

（「議長、ちょっとその前にいいですか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） 議案第2号平成18年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての補足説明をいたします。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,070万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,088万5,000円といたしております。

2ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、制度改正に伴います事業の抑制に伴いまして、事業費の減額が主なものでございます。

2ページの歳入についてご説明申し上げます。

2款使用料及び手数料につきましては、723万3,000円の減額でございます。

3款国庫支出金につきましては、2,753万9,000円の減額。内訳といたしまして1項の国庫負担金で1,985万9,000円の減額、2項国庫補助金で768万円の減額でございます。

4款支払基金交付金では、減額の6,974万9,000円でございます。

5款県支出金では、1,511万1,000円の減額。内訳といたしまして、1項県負担金で1,476万円減、3項県補助金で35万1,000円の減となっております。

8款繰入金では5,106万8,000円の減額、一般会計繰入金の減額でございます。合計で、1億7,070万円を減額いたしまして、歳入予算の合計を34億3,088万5,000円といたしております。

3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款総務費では、1,606万8,000円の減額をいたしております。

1項の総務管理費では、人件費で包括の方、5款の方への組みかえで、減額の1,286万6,000円、また連合会負担金として17万6,000円の減額。それと、介護保険システムの改修委託料として416万9,000円をお願いいたしております。差し引きで897万3,000円の減額でございます。

3項介護保険認定審査会費で709万5,000円の減額でございます。

2款の保険給費では、1億191万4,000円を減額いたしております。それぞれ、1から5までの事業費の減額でございます。

3款財政安定化基金拠出金につきましては、10万6,000円の減額でございます。

4款基金積立金では、867万7,000円を減額いたしております。

5款地域支援事業費では、4,316万9,000円を減額いたしております。内訳といたしまして、1項の介護予防事業費につきまして4,414万8,000円を減額いたしております。この減額につきましては、厚生労働省の方から6月9日付で要綱が提示され、8月11日付で市の要綱の制定をいたしまして事業を実施いたしましたが、国の基準が非常に厳しいということで、該当者がほとんどおらなかったと。これにつきましては、19年度について国の方で見直しが見込まれております。

また、2項の包括的支援事業、2事業につきましては、97万9,000円を増額いたしております。

8款の予備費といたしまして、減額の76万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

以上の補正合計が、減額の1億7,070万円、歳出合計が34億3,088万5,000円となっております。

次に、第2表といたしまして、1款総務費の1項総務管理費で、介護保険システムの改修委託料406万9,000円を繰り越しをいたしまして、19年度にシステム改修をいたす予定にしております。

以上でございます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） おはようございます。

議案第3号平成18年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,473万4,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

この補正予算案につきましては、資金貸付者で新築資金1件の繰上償還がございました。それで、歳入で貸付金元利収入46万1,000円を受け入れをいたしまして、歳出で同額を郵政簡保資金に償還をするものであります。

以上で概要説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どう

ぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第4号平成19年度阿波市一般会計予算について補足説明をいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ189億7,500万円と定める。

債務負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為がすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

平成19年2月28日提出。阿波市長小笠原幸。

9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為、土成地域資源活力工房指定管理委託料、期間、平成19年度から平成21年度までの3年間、限度額を540万円と設定するものでございます。

以下、阿波市立阿波図書館等指定管理委託料、同じく3年間で限度額を2億5,500万円、男女共同参画基本計画策定委託業務といたしまして、平成20年度190万円と設定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債、臨時財政対策債の5億9,690万円を始め8種類の地方債を発行し、限度額の総額を42億5,090万円と設定するものでございます。

なお、起債の方法につきましては証書借り入れとし、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。歳入について説明をいたします。

1款市税から21款市債まで、歳入予算の総額を18年度費9.1%増の189億7,500万円と定めるものでございます。主なものといたしまして、1款市税32億7,480万9,000円、2款地方譲与税2億9,600万円、10款地方交付税56億2,070万1,000円、14款国庫支出金15億2,527万1,000円、18款繰入

金14億5,009万1,000円、21款市債42億5,090万円。

なお、歳入の予算総額に占める市税等の自主財源の比率につきましては30.4%で、18年度に比べまして2.2ポイント上昇をいたしております。

14ページをお願いいたします。

歳出について説明をいたします。

1款議会費から14款予備費まで歳出予算の総額を歳入同様189億7,500万円と定めるものでございます。主なものといたしまして、2款総務費52億4,772万3,000円、3款民生費52億7,884万4,000円、4款衛生費16億823万4,000円、6款農林水産業費4億5,842万8,000円、8款土木費12億5,677万8,000円、9款消防費6億730万3,000円、10款教育費17億8,055万1,000円、12款公債費22億1,439万2,000円でございます。

16ページをお願いいたします。

歳入の内容のうち主なものについて説明をいたします。

1款市税、1項市民税の1目個人税、19年度から実施されます所得税から住民税への税源移譲によりまして、18年度比、率にして36.5%、金額にして3億766万4,000円増の11億5,150万6,000円といたしております。

18ページをお願いいたします。

2款地方譲与税のうち1項自動車重量譲与税、18年度比2,800万円減の2億2,000万円、2項地方道路譲与税、18年度比3,100万円減の7,600万円、3項所得譲与税につきましては、税源移譲に伴いまして19年度は全廃されております。この結果、2款の地方譲与税全体といたしまして、18年度に比べまして、3億1,900万円減額いたしております。

22ページをお願いいたします。

10款地方交付税、平成19年度から新型交付税として導入されることとなりますが、18年度比4%減の56億2,070万1,000円といたしております。内訳につきましては、普通交付税53億2,070万1,000円、特別交付税は18年同様3億円といたしております。

46ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項基金繰入金のうち主なものといたしまして、1目財政調整基金からの繰入金といたしまして5億円、2目減債基金の繰入金として2億円の合計7億円繰り入

れすることにしておりますが、用途を制約されない2つの基金の7億円を当初で取り崩しまして一般財源へ充当いたすものでございます。

48ページをお願いいたします。

19款繰越金、18年度からの繰越金といたしまして2億2,500万円計上いたしております。

52ページをお願いいたします。

21款市債、主なものといたしまして、1項市債のうち、2目総務債といたしまして3億7,440万円。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。55ページ、3節で地域情報通信基盤整備事業債といたしまして、ケーブルテレビ整備事業費に充当いたすため2億9,750万円、また4節の基金造成費といたしまして、合併特例債を活用いたしまして1億9,000万円計上をいたしております。

また、左ページの10目教育債といたしまして、伊沢小学校大規模改修工事に係る事業といたしまして1億7,660万円計上いたしております。

以上、簡単でございますが、歳入予算の説明を終わります。

続いて、歳出予算のうち主なものについて説明をいたします。

64ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費のうち、6目企画費、予算額2億6,493万7,000円。主なものといたしましては、67ページ、説明欄の上から3段目に細目の015、企画費がございしますが、その企画費の下から3段目、自治会育成振興費交付金といたしまして4,815万円、続いて細目の040、広報費の下から2段目、3年目を迎えます阿波市の市勢要覧作成業務委託料として350万円計上いたしております。

70ページをお願いいたします。

10目情報ネットワーク費、予算額33億621万1,000円。この主なものといたしましては、右ページ、15節の3年目、最終年度となります、ケーブルテレビ整備事業費の工事請負費といたしまして30億6,500万円が主なものでございます。

96ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費のうち、1目社会福祉総務費、予算額7億4,660万9,000円。この予算の中で、少子化対策といたしまして、99ページをお願いいたします、説明欄の細目の030、出産祝い金費報奨金といたしまして1,615万円、この

中身につきましては、出産祝い金として現在第1子の子供さんが生まれますと1万円、以下2子、3子、4子以上ということで、3万円、5万円、10万円、祝い金を支給いたしておりますが、19年から第1子に対しては3万円、第2子5万円、3子10万円、4子以上20万円と、祝い金制度を拡充するものでございます。

114ページをお願いいたします。

2項老人福祉費のうち、4目介護予防支援事業費、予算額3,019万5,000円。この主なものにつきましては、右ページ、1節の報酬の1,980万円でございますが、これは介護支援専門員としての10人分の嘱託職員の報酬でございます。これが主なものでございます。

126ページをお願いします。

3項児童福祉費で、子育て支援の施策といたしまして、4目幼児センター費、予算額2,775万4,000円。主なものは、右ページ、13節委託料の2,037万5,000円。

5目児童館費、予算額1,513万2,000円。主なものといたしましては、右ページ1節の非常勤職員の報酬の936万円。

続いて、128ページ。

6目放課後健全育成事業費、予算額2,458万1,000円。主なものは、右ページ、13節の施設運営委託料の1,561万1,000円でございます。

136ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち5目環境衛生費、予算額1億9,488万9,000円の中で、新しい事業といたしまして、右説明欄の細目010、環境衛生費の中段より少し下に、汚水構想委託料として473万円計上をいたしております。今後の阿波市の汚水処理についてのコンサル費用として計上するものでございます。

148ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費のうち、5目農業振興費といたしまして、予算額5,623万7,000円。主なものといたしましては、151ページ、19節の負担金補助及び交付金で、右説明欄の下の方に細目の120、中山間地域等直接支払事業3,282万円とございますが、この中で一番下の段の中山間地域等直接支払交付金の3,250万円、これが主なものでございます。

続いて、166ページをお願いいたします。

7 款商工費、1 項商工費のうち、5 目道の駅管理費、予算額 6 5 9 万 2, 0 0 0 円。この主なものは、右ページ、1 3 節委託料の説明欄の中ほどから少し下でございますが、活力工房施設管理委託料、これは土成道の駅でございますが、指定管理者制度導入によります委託料の 1 8 0 万円が主なものでございます。

1 7 2 ページをお願いいたします。

8 款土木費、2 項道路橋梁費のうち、3 目道路新設改良費、予算額 1 億 6, 4 9 8 万円。主なものといたしましては、右ページ、1 5 節の工事請負費の 1 億 9 0 0 万円。

続いて、4 目地方道整備事業費、予算額 3 億 4 8 9 万 3, 0 0 0 円。主なものは、1 7 5 ページ、1 5 節の工事請負費の 1 億 6, 6 5 0 万円でございます。

左ページの 5 目辺地対策事業費といたしまして、予算額 4, 3 4 0 万円。主なものは 1 5 節工事請負費の 3, 8 0 0 万円。

また、6 目周辺対策事業費といたしまして、予算額 4 億 1, 6 0 0 万 2, 0 0 0 円。主なものといたしましては、1 7 7 ページ、1 5 節工事請負費の 2 億 5, 3 2 0 万円でございます。

1 8 0 ページをお願いいたします。

一番下でございますが、5 項下水道費、1 目公共下水道費といたしまして、予算額 1 1 5 万円。この 1 1 5 万円につきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計の公債費に充てるため、繰出金として 1 1 5 万円計上するものでございます。

1 8 2 ページをお願いいたします。

9 款消防費、1 項消防費のうち、2 目消防施設費といたしまして、予算額 5, 7 9 2 万 2, 0 0 0 円。主なものといたしましては、1 8 5 ページ、一番上の段でございますが、1 8 節備品購入費といたしまして、1 9 年度でポンプ車を 2 台、4, 0 1 3 万 9, 0 0 0 円で購入することにいたしております。

続いて、左ページの 3 目災害対策費 4, 4 0 8 万 2, 0 0 0 円。主なものにつきましては、1 1 節需用費の 8 2 1 万 2, 0 0 0 円でございますが、中身につきましては説明欄の細目 0 3 0、災害対策費の上から 4 段目でございますが、消耗品費 7 5 0 万円。これは、市内全戸に家具転倒防止金具を配布するための購入費として 7 5 0 万円計上いたしております。続いて、1 8 節備品購入費 1, 3 7 3 万 5, 0 0 0 円、細目 0 3 0、災害対策費の中段から少し下に備品購入費といたしまして 1, 3 7 3 万 5, 0 0 0 円計上いたしておりますが、これは現在進めております自主防災組織結成届けのありました自治体への資機材

の購入費でございます。続いて、19節負担金補助及び交付金といたしまして1,103万1,000円。これにつきましては、下の段2行でございます、自主防災組織育成補助金235万5,000円と自主防災組織活動補助金の141万3,000円が主なものでございます。

続いて、186ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費のうち、2目事務局費、予算額2億8,970万7,000円。この中で、新しい事業といたしまして、右ページ説明欄の下にございます細目020、事務局費の非常勤職員報酬3,046万8,000円を計上いたしておりますが、この中で引きこもり等不登校の児童・生徒に対応するため、適応指導教室を創設し、嘱託職員の人件費212万5,000円をこの中へ計上いたしております。

204ページをお願いいたします。

2項小学校費のうち、3目小学校施設整備事業費といたしまして3億5,951万8,000円。この内訳につきましては、右ページ説明欄一番下の段でございますが、細目020、御所小学校施設整備事業費、これはグラウンド工事でございますが、8,109万円。この内訳といたしまして、設計監理委託料が459万円と、次の207ページ、工事請負費が7,650万円でございます。また、細目030、伊沢小学校施設整備事業費といたしまして2億7,842万8,000円。内訳につきましては、設計監理委託料583万8,000円、工事請負費2億7,259万円でございます。

238ページをお願いいたします。

5項社会教育費のうち、4目文化振興費、予算額891万2,000円。主なものといたしまして、右ページ、説明欄の一番上の段の010、文化振興費の523万円のうち、4段目の国民文化祭実行委員会負担金218万円が主なものでございます。

続きまして、左ページの5目図書館費、予算額8,558万円。主なものにつきましては、右ページ、13節の委託料の8,500万円でございますが、これは指定管理者制度導入に伴います市内4図書館等への委託料でございます。

252ページをお願いいたします。

12款公債費、1目元金18億1,532万6,000円、2目利子3億9,906万6,000円、合計22億1,439万2,000円でございます。

続いて、13款諸支出金、2項基金費、1目基金費といたしまして、予算額2億2,424万円。この主なものにつきましては、右ページの25節積立金の一番下にございま

す、新しく創設されます、まちづくり振興基金積立金の2億円が主なものでございます。

最後に、254ページをお願いいたします。

14款予備費といたしまして、18年と同様2,000万円計上いたしております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第5号平成19年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,516万2,000円と定めるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、歳入について説明をいたします。

1款財産収入、予算額566万1,000円。以下、繰越金850万円、3款諸収入100万1,000円。歳入合計、18年度比300万円増の1,516万2,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款管理費、予算額164万6,000円。以下、2款事業費1,350万円、3款予備費1万6,000円。歳出合計を歳入同様1,516万2,000円とするものでございます。

事業内容等につきましては、前年度と同様でございます。

以上、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第6号から議案第10号まで補足説明をさせていただきますと思います。

まず最初に、議案第6号平成19年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億1,581万8,000円と定めるものでございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税9億5,952万5,000円、2款使用料及び手数料24万5,000円、3款国庫支出金15億97万円でございます。内訳といたしましては、国庫負担金9億7,847万円、国庫補助金で5億2,250万円です。

次に、4款療養給付費交付金6億3,116万7,000円、5款で県支出金1億8,005万6,000円です。内訳といたしましては、県負担金1,504万5,000円、県補助金1億6,501万1,000円、6款共同事業交付金6億9,163万円、それから7款財産収入5万円、8款繰入金4億3,820万8,000円。内訳といたしましては、他会計繰入金3億8,272万8,000円、基金繰入金5,548万円、それから9款の繰越金1億1,000万円、10款の諸収入396万7,000円。内訳といたしましては、その主なもので、雑入379万1,000円。歳入合計が45億1,581万8,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1款の総務費で7,482万5,000円。内訳といたしまして、総務管理費7,377万4,000円、徴税费69万8,000円、運営協議会費25万3,000円、趣旨普及費10万円、2款の保険給付費では、30億1,611万3,000円。内訳といたしまして、療養諸費26億2,547万3,000円、高額療養費3億6,764万円、移送費で20万円、出産育児諸費1,680万円、葬祭諸費で600万円、3款の老人保健拠出金で5億1,109万円、4款の介護納付金で2億1,050万円、5款の共同事業拠出金で6億6,450万3,000円、6款の保険事業費で2,835万円。内訳といたしまして、保険事業費1,563万6,000円、それから次に医療費適正化特別対策事業費1,271万4,000円、7款の基金積立金で5万円、8款の公債費で5万円、9款の諸支出金で533万7,000円、その内訳といたしまして償還金及び還付加算金533万6,000円、延滞金につきましては、1,000円の座を設けてございます。10款の予備費で500万円、歳出合計が45億1,581万8,000円といたしております。

次に、議案第7号平成19年度阿波市老人保健特別会計予算につきまして補足説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億9,373万4,000円と定めるものでございます。

第2条で地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めております。

次のページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

1款支払基金交付金25億6,287万7,000円、それから2款国庫支出金16億1,965万9,000円、3款の県支出金4億491万4,000円、4款の繰入金4億491万4,000円、それから5款の繰越金56万円、それから6款の諸収入81万円。主なものにつきましては、雑入の80万5,000円。歳入合計で49億9,373万4,000円といたしております。

歳出につきましてご説明申し上げます。

1款の医療諸費49億9,236万4,000円、2款の諸支出金127万円、それから3款予備費で10万円、歳出合計で49億9,373万4,000円といたしております。

次に、議案第8号平成19年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきまして説明をいたします。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,800万5,000円と定めるものでございます。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

この特別会計予算につきましては、吉野町で設置をいたしております農業集落排水施設、2カ所の施設管理運営及び起債の償還に係る予算でございます。

歳入についてご説明申し上げます。

1款の分担金280万円、2款の使用料及び手数料1,227万6,000円、3款繰入金で1億1,292万8,000円、4款の繰越金100万円、5款の諸収入、これは1,000円の座だけ設けております。歳入合計で1億2,800万5,000円といたしております。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款の総務費で 2 3 万 4, 0 0 0 円、2 款の事業費で 4, 7 5 5 万 8, 0 0 0 円、3 款の公債費で 7, 7 7 1 万 3, 0 0 0 円、4 款の予備費で 2 5 0 万円、歳出合計で 1 億 2, 8 0 0 万 5, 0 0 0 円といたしております。

次に、議案第 9 号平成 1 9 年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 5 万円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

この特別会計予算の内容につきましては、平成 1 4 年度に実施をいたしました公共下水道事業設計業務を実施したことに伴いましてその財源として借り入れをいたしました、その地方債の償還金でございます。この償還期限につきましては、平成 1 5 年から平成 2 4 年までの 1 0 年間でございます。歳入で繰入金 1 1 5 万円、歳出で公債費 1 1 5 万円といたしております。

最後に、議案第 1 0 号平成 1 9 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 3 2 3 万 9, 0 0 0 円と定めるものでございます。

第 2 条では、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1, 0 0 0 万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

この予算につきましては、新築資金等の貸し付けに伴いまして、貸付者からの収入をもって借り受けをしております郵政の簡保資金に償還をする予算でございます。返済期間は、吉野町で平成 2 1 年度まで、市場町におきましては平成 3 1 年度までとなっております。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

1 款で県支出金 2 0 1 万 2, 0 0 0 円、2 款の諸収入 1, 0 7 5 万円。主なもので貸付金元利収入が 1, 0 7 3 万 9, 0 0 0 円でございます。3 款の繰入金 4 7 万 6, 0 0 0 円、4 款の繰越金として、これも 1, 0 0 0 円の座だけ設けております。歳入合計で、1, 3 2 3 万 9, 0 0 0 円といたしております。

歳出についてご説明を申し上げます。

1 款の貸付事業費 5 6 万 2, 0 0 0 円、それから 2 款の公債費 1, 2 6 7 万 7, 0 0 0 円、歳出合計で 1, 3 2 3 万 9, 0 0 0 円といたしております。

以上、5 件の内容説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（原田定信君） 洙田健康福祉部長。

○健康福祉部長（洙田藤男君） 議案第 1 1 号平成 1 9 年度阿波市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4 億 8, 2 0 5 万 5, 0 0 0 円といたしております。

第 2 条では、地方自治法第 2 3 5 条 3 第 2 項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は 2 億円と定めております。

次のページお願ひいたします。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1 款介護保険料で 5 億 8, 9 1 3 万 8, 0 0 0 円、3 款国庫支出金では 8 億 2, 3 7 1 万 8, 0 0 0 円。内訳といたしまして国庫負担期で 5 億 7, 5 8 9 万 2, 0 0 0 円、国庫補助金で 2 億 4, 7 8 2 万 6, 0 0 0 円、4 款支払基金交付金で 1 0 億 1, 8 3 4 万 9, 0 0 0 円、第 5 款県支出金で 4 億 9, 5 7 1 万 5, 0 0 0 円。内訳といたしましては、県負担金で 4 億 8, 7 6 4 万 2, 0 0 0 円、3 項の県補助金で 8 0 7 万 1, 0 0 0 円、8 款繰入金では 5 億 5, 3 1 5 万 2, 0 0 0 円、一般会計からの繰入金でございます。以上、歳入合計といたしまして、3 4 億 8, 2 0 5 万 5, 0 0 0 円。

次のページをお願ひいたします。

歳出についても、主なものについてご説明申し上げます。

1 款総務費では 1 億 3, 6 1 0 万 1, 0 0 0 円、総務管理費で 8, 4 6 9 万 6, 0 0 0 円、介護認定審査会費で 5, 0 9 7 万 1, 0 0 0 円、2 款の保険給付費では 3 2 億 7, 2 4 2 万 6, 0 0 0 円、1 款 1 項の介護サービス諸費で 2 6 億 1, 7 2 8 万 1, 0 0 0 円、2 項介護予防サービス等諸費で 4 億 7, 7 9 6 万 4, 0 0 0 円、高額介護サービス費等で 5, 2 4 5 万 4, 0 0 0 円、特別入所者介護サービス等費で 1 億 1, 9 8 2 万 5, 0 0 0 円、3 款財政安定化基金拠出金等で 2, 0 1 9 万 9, 0 0 0 円でございます。4 款基金積立金では 3 0 0 万円、5 款地域支援事業費では 4, 6 4 5 万 3, 0 0 0 円。内訳といたしまして 1 項の介護予防事業費で 1, 4 2 8 万 2, 0 0 0 円、2 項の包括的支援事業任意事

業費で3, 217万1, 000円、7款の諸支出金では、1項償還金及び還付加算金で294万4, 000円。以上、歳出合計34億8, 205万5, 000円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 西岡水道課長。

○水道課長（西岡 司君） おはようございます。

議案第12号をお開きください。

平成19年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計について補足説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ710万円と定めるものでございます。

2ページをお開きください。

歳入の主なものといたしましては、第2款使用料及び手数料219万9, 000円で、第4款繰入金439万6, 000円となっております。

3ページに移りまして、歳出でございますが、第2款施設費330万6, 000円。内容といたしましては、光熱費、検査手数料等の施設費となっております。

第3款公債費では、償還金、元金と利息で320万4, 000円、第4款予備費では1万円となっております。

7ページ以降につきましては、歳入歳出予算事項別明細書となっておりますので、お目通しください。

続きまして、議案第13号平成19年度阿波市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第2条業務の予定量では、給水戸数1万4, 310戸、年間総給水量549万5, 040立方メートル、1日平均給水量1万4, 574立方メートルと定めるものでございます。

第3条収益的収入及び支出では、収入で第1款水道事業収益7億1, 751万4, 000円、支出で第1款水道事業費用としまして7億864万7, 000円となっております。

第4条資本的収入及び支出では、第1款資本的収入1億5万2, 000円、支出で第1

款資本的支出3億2,764万5,000円となっております。

2ページに移りまして、第5条企業債では、借入限度額を7,500万円と定めるものでございます。

第6条議会の議決を得なければ流用することのできない経費、職員給与費9,953万1,000円を定めるものでございます。

第7条では、他会計からの補助金を受ける金額は403万円となっております。

第8条では、棚卸資産限度額を1,000万円に定めるものでございます。

3ページ以降につきましては、債務負担行為に関する調書、予算実施設計書、資産計画、給与明細書、前年度分予定貸借対照表、損益計算書、当年度分予定貸借対照表、収入及び支出の算定基礎となっておりますので、お目通しをください。

以上で、平成19年度伊沢谷簡易水道事業特別会計、平成19年度阿波市水道事業会計予算の概要説明を申し上げます。原案どおりご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第14号阿波市副市長の定数を定める条例の制定について補足説明をいたします。

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、阿波市の副市長の定数は1人とする。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する。

この条例制定につきましては、昨年6月に地方自治法の一部が改正されました。そして、現行の助役にかえて副市長を置くこととされ、あわせて副市長の定数を条例で定めることになりましたので、今回提案するものでございます。

続きまして、議案第15号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

昨年6月、地方自治法の一部が改正され、これに伴い、現在運用しております本市の9つの条例の一部を改正する必要が生じたので、今回関係条例を一括に整理し、9条から成る一つの条例として制定するものでございます。

主な改正内容といたしまして、1点目、「助役及び収入役」にかえて「副市長」に、2点目、収入役制度が廃止され、今後は会計管理者を置くこととなりますが、現に在職する収入役は、その任期中に限り在職することができるため、これを適用する。

3点目、監査委員について、識見を有する者から選任する監査委員について条例でその

数をふやすことができることとされたので、監査機能の充実を図るため、定数を「2人」から「3人」とする改正内容といたしております。

なお、附則で、施行期日は本年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第16号阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明をいたします。

本市の行政組織は、現在総務部、企画部、市民部、健康福祉部、そして産業建設部の5つの部で構成されておりますが、本年4月から総務部と企画部を統合いたしまして、部の名称を総務部とし、「5部」から「4部」に再編することに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、関係条例を一括に整理いたしまして、3条から成る一つの条例として制定するものでございます。

附則で、施行期日は本年4月1日からといたしております。

続いて、議案第17号阿波市まちづくり振興基金条例の制定について。

本条例は、合併特例法の規定に基づき、合併特例債を活用し、基金の造成をするため制定するもので、全7条から構成されております。

基金積立金の運用益を自治会振興費等のソフト事業の財源に充当いたしたいと考えております。

なお、本市の場合、基金積立金の限度額は約25億5,000万円でございますが、今後の財政状況等も勘案いたしながら、平成19年度で2億円、20年度、21年度はそれぞれ1億5,000万円の計5億円を積み立てる予定にいたしております。

続きまして、議案第18号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

本条例の改正内容につきましては、人事院規則の改正に伴いまして、現行休息时间であります午後0時から0時15分の15分間と午後3時から午後3時15分の15分間、合計30分を4月から廃止するものでございます。この結果、4月以降の昼休み時間につきましては、現行の12時から1時までの60分が15分短縮されまして、45分となります。

続きまして、議案第19号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

本条例の改正内容につきましては、監査委員の報酬額の変更及び特別職の職員で非常勤のものに支給する旅費の額について、現行は阿波市職員旅費支給条例の特別職の旅費を適

用していますが、一部について今後一般職の旅費に改正を行うものでございます。

なお、嘱託職員の報酬につきましては、別途規則で定めることといたしております。

この主な改正内容といたしまして、監査委員の報酬額につきましては、識見を有するものにつきましては現行の年額「30万円」から「60万円」に、議会議員からの選任者につきましては現行の年額「20万円」から「25万円」に改めるものでございます。

附則で、施行期日は本年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第20号市長及び副市長の給与条例の一部改正について及び議案第21号阿波市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正の2つの条例の改正内容は、市長、副市長、収入役及び教育長の給料額を平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間、平成18年度と同様に、給料月額を10%減額するものでございます。

続いて、議案第22号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について。

本条例の改正内容につきましては、去年の人事院勧告に基づき、管理職手当、扶養手当及び住居手当の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、管理職手当につきましては、現行の「定率制」から「定額制」へ移行、扶養手当につきましては、3人目以降の扶養親族の支給月額を1,000円引き上げまして「5,000円」から「6,000円」に、住居手当につきましては、職員が所有する住宅における支給要件の改正と支給月額を1,000円引き下げまして「3,500円」から「2,500円」とするものでございます。

なお、附則で、施行期日は本年4月1日からといたしております。

続いて、議案第23号預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部改正について。

本条例は、金融機関の預金等の払い戻しの停止等、保険事故が発生した際の公金預金保護に関する条例でございます。

第2条及び第3条第2項中、「収入役」を「会計管理者」に改めることについては、地方自治法の一部改正によりまして収入役が廃止され、会計管理者を置くこととされたための改正でございます。

第4条第2項第10号の次に、第11号阿波市まちづくり振興基金条例を加えることにつきましては、議案第17号で提案いたしております同条例を新たに加えるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日からといたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第24号阿波市出産祝金支給に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例は、少子化対策の一環として、出産した母親に支給する出産祝い金を増額する条例の一部改正であります。

阿波市出産祝金支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1万円」を「3万円」に改め、同条第2号中「3万円」を「5万円」に改め、同条第3号中「5万円」を「10万円」に改め、第4号中「10万円」を「20万円」に改める。

附則、施行期日、この条例は平成19年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の規定は、この条例の施行の日以降に出産した母親に係る申請から適用し、同日前に出産した母親に係る申請については、なお従前の例による。

以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第25号徳島県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第26号徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第27号徳島中央広域連合規約の変更について、以上3議案につきましては、いずれも地方自治法の一部改正に伴い所要の改正をいたすものでございます。

内容等につきましては、重要な変更はございません。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただけますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（原田定信君） 吉岡市民部長。

○市民部長（吉岡聖司君） 議案第28号中央広域環境施設組合規約の変更について補足説明をさせていただきます。

阿波市の住所表示の変更及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、中央広域環境施設組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定によ

り議会の議決を求めるものでございます。

中央広域環境施設組合理約の一部を次のように改正する。

4条中「阿波市西条」を「阿波市吉野町西条」に改める。

第8条第1項及び第4項中「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第5項中「副管理者」を「及び副管理者」に改め、「及び収入役」を削る。

第9条中「吏員その他の」を「前条第1項に定めるもののほか組合に必要な」に改める。

附則、施行期日は、平成19年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律附則第3号第1項の規定により、在職する収入役が在職する間は、改正後の第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、改正前の第8条第1項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 暫時休憩いたします。

午後0時05分 休憩

午後0時09分 再開

○議長（原田定信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下総務部長。

○総務部長（山下紘志郎君） 議案第29号阿北特別養護老人ホーム組合理約の変更について、議案第30号阿北火葬場管理組合理約の変更について、議案第31号阿北環境整備組合理約の変更について、議案第32号板野郡西部学校給食組合理約の変更について、以上4議案につきましては、いずれも地方自治法の一部改正に伴う所要の改正をいたすもので、内容等につきましては重要な変更はございません。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議の上、どうか議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田定信君） 秋山産業建設部長。

○産業建設部長（秋山一幸君） 議案第33号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

2月1日に、指定管理者選定委員会を開催いたしまして、川島土木事務所長、また土成商工会長の2名の外部委員を迎えまして選定会議の結果、指定管理者として阿波市吉野町西条井ノ元162番地、有限会社イナイ酒店を指定管理者として選定させていただきました。

た。

指定の期間につきましては、19年4月1日から22年3月31日の3カ年の年間180万円の委託料でございます。

続きまして、議案第34号阿波市道路線の認定につきまして、道路法によりまして道路線の認定をお願いするものでございます。

平成16年、17年につきまして、道路改良並びに県道の払い下げ部につきまして、阿波地区8線、市場地区5線、土成地区17線、吉野地区2線、計32線の8,220メートルの新規認定をお願いするものでございます。

続きまして、議案第35号阿波市道路線の変更につきましては、道路法によりまして、平成17年、18年の道路改良に伴います起終点の変更でございます。

阿波地区3線、市場地区7線、土成地区9線、計19線の1,852メートルの延長をお願いするものでございます。

続きまして、議案第36号阿波市道路線の廃止につきまして、市場地区の3線、441メートルの部分につきまして、議案第35号の市場地区路線番号431号に編入させていただきます。これにつきましては、道路改良によります路線がつながりましたので、3線を廃止させていただきます。一線に統合するものでございます。

どうぞご審議の上、ご承認よろしくお願ひします。

○議長（原田定信君） 説明が終わりました。

~~~~~

日程第6 徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について

○議長（原田定信君） 次に、日程第6、徳島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。

徳島県後期高齢者医療広域連合議員に市長小笠原幸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました小笠原幸君を徳島県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田定信君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小笠原幸君が徳島県後期高齢者医療広域連合議員に当選されました。

ただいま当選されました小笠原幸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、6日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞でございました。

午後0時14分 散会